

株式報酬制度設計メモ（譲渡制限付株式報酬・業績条件型の導入）ドラフト

サンプル製造株式会社／2026年7月取締役会 割当決議予定（第28期 定時株主総会后）

対象	譲渡制限付株式報酬（在任条件型・業績条件型）の設計案、手続、会計・税務の留意点、運用フロー、株主還元・資本効率シミュレーション
根拠	会社法第202条の2・第361条第1項第3号・第178条（2026年9月時点のe-Gov条文）／法人税法第34条・第54条／実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」／企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」
会社	サンプル製造株式会社（架空サンプル・東証プライム上場・第28期＝2026年3月期）
関連文書	資本政策パッケージ_サンプル製造（T-03 自己株式・T-04 株式報酬）、有価証券報告書ドラフト（第44(4) 役員の報酬等）、中期経営計画「Sample Vision 2028」
作成	cpaai.jp（AI生成ドラフト）
査閲	—

本書はAIが生成した設計メモのドラフトであり、公認会計士・税理士・弁護士によるレビューを前提とする。会社・人物・数値はすべて架空であり、実在の企業・個人とは一切関係がない。株式報酬の課税関係と損金算入の可否は割当決議日時点の法令で確認すること。本書は税務相談・法律相談に代わるものではない。

本書はAIが生成した設計メモのドラフトであり、公認会計士・税理士・弁護士によるレビューを前提としています。会社・人物・数値はすべて架空であり、実在の企業・個人とは一切関係がありません。株式報酬の課税関係と損金算入の可否は、割当決議日時点の法令で確認してください（本書の条文は e-Gov 法令検索で確認）。

項目	記載内容
【対象】	譲渡制限付株式報酬（在任条件型・業績条件型）の設計案・手続・会計と税務の留意点・運用フロー
【会社】	サンプル製造株式会社（東京証券取引所プライム市場・第28期＝2026年3月期・発行済株式26,000,000株・自己株式815,000株）
【現行制度】	2021年6月の定時株主総会決議による譲渡制限付株式報酬（取締役〈社外取締役を除く〉向け・年額50百万円以内）。第28期は自己株式12,000株（処分価額14百万円）を処分
【改定案の決議（予定）】	2026年6月24日 定時株主総会（業績条件型の追加と株式数上限の定め＝会社法第361条第1項第3号）→2026年7月14日 取締役会（募集事項の決定と割当＝会社法第202条の2）
【株式の調達】	自己株式の処分（第28期末815,000株。2026年5月決議の自己株式取得〈上限300,000株・500百万円〉で補充）
【関連文書】	資本政策パッケージ_サンプル製造（T-03 自己株式・T-04 株式報酬・T-05 希薄化管理）、有価証券報告書ドラフト第4.4(4) 役員の報酬等、中期経営計画「Sample Vision 2028」
【作成日】	2026年5月20日（計画版。定時株主総会前の設計メモ）
【作成】	cpai.jp（AI生成ドラフト）
【査閲】	—

チェック観点: 株式報酬は「株主総会の枠（株式数・金額の上限）」「取締役会の募集事項と割当」「割当契約（譲渡制限・無償取得事由）」「会計（費用計上）」「税務（法人・個人）」「開示（有報・適時開示・CG報告書）」の6面を一度に見る。どれか一面だけを変えると他の面と食い違う。

本書を読むときの前提: ①数値は有価証券報告書ドラフト（第28期）・決算短信（2027年3月期予想）・中期経営計画「Sample Vision 2028」のサンプルと整合させている。②想定株価は1,400円（第28期の1株当たり純資産1,489円・PBR0.94倍）。③金額は特記なき限り百万円。④取締役分の交付は上場会社の特則（会社法第202条の2）による払込不要の交付への切替を提案し、執行役員分（会社法上の取締役ではない）は現行の金銭報酬債権の現物出資方式（会社法第199条）を維持する。

第1【制度の概要（現行と改定案）】

項目	現行（2021年6月総会決議）	改定案（2026年6月総会・7月取締役会）	根拠・留意点
対象者	取締役（社外取締役を除く）4名	取締役（社外取締役を除く）4名＋執行役員6名（執行役員分は取締役会決議の報酬規程による）	社外取締役・監査役は対象外（独立性の観点。報酬の方針と手続はコーポレートガバナンス・コード原則3-1（3）で開示）。執行役員は会社法上の取締役ではないため、第202条の2の特則は使えない（下記「交付方法」）
種類	在任条件型（譲渡制限付株式）	在任条件型（非金銭報酬の50%）＋業績条件型（同50%・中計の達成度で0～150%）	業績条件は中計「Sample Vision 2028」のFY2029目標（ROE 8.0%以上・営業利益率 9.0%以上）に連動
報酬枠（年額）	50百万円以内（基本報酬400百万円の枠とは別枠）	80百万円以内（取締役分）。執行役員分は別途	有価証券報告書第44(4)の注記と同じ枠の構造。増枠は総会決議
株式数の上限（年）	40,000株以内（2021年決議）	55,000株以内（想定株価1,400円で77百万円相当。年額80百万円の枠と併用）	会社法第361条第1項第3号＝募集株式の数の上限を株主総会で定める（会社法施行規則第98条の2）。増枠は総会決議
交付方法	金銭報酬債権を現物出資し自己株式を処分（会社法第199条）	取締役分＝払込を要しない自己株式の処分（会社法第202条の2第1項）。執行役員分＝金銭報酬債権の現物出資方式を維持（会社法第199条）	第202条の2は上場会社の「取締役の報酬等」に限る特則。募集事項に「報酬として交付し、払込を要しない旨」と「割当日」を定める
譲渡制限期間	在任期間中（有価証券報告書第44(4)の報酬方針）	在任期間中（最長30年）を維持。割当契約で役務提供期間を割当日から3年と定め、3年経過前の退任は役務提供期間に応じて按分解除（下記）	在任中解除型は損金算入時期が退任時になる点に留意（第4）。会計の対象勤務期間は契約で定めた役務提供期間（3年）
解除条件	退任時に解除	退任時（取締役の任期は1年）に、割当日から退任日までの月数を36か月で按分した株数を解除し、残余は無償取得。3年経過後の	割当契約で解除の計算式と無償取得事由を明記。按分解除により役務提供期間3年の前提を担保

		退任は全部解除。死亡・取締役会が正当と認める理由による退任は全部解除。解任・法令違反は全部無償取得	
業績条件（新設）	—	事前交付型。上限（基準株数の150%）を割当時に交付し、FY2029のROEと営業利益率の達成度（0～150%）で確定株数を決め、未達分は無償取得（没収）	事後交付型（株式引受権・実務対応報告第41号第15～18項）は採らない。指標は有価証券報告書の定義（ROE＝親会社株主に帰属する当期純利益÷期首・期末平均の自己資本）
交付株式数（初年度の想定）	12,000株（14百万円）	在任条件型12,000株＋業績条件型18,000株（基準12,000株の150%を交付）＝計30,000株。達成度100%なら6,000株を没収	想定株価1,400円で42百万円。年額80百万円・年55,000株の枠内
希薄化	発行済株式の0.05%/年	同0.14%/年（交付時）	自己株式の処分のため発行済株式総数は不変（自己株式控除後の株式数は交付時に年36千株増え、没収分は確定時に戻る）。1株当たり指標への影響は僅少
組織再編・M&A時	割当契約に定めなし	合併等の効力発生日の前日に在任期間に応じて按分解除	承継法人の譲渡制限付株式の交付（法人税法第54条第1項括弧書き）との整合を確認

チェック観点: 在任条件型と業績条件型で「譲渡制限の解除日」が違ふ（前者は退任時、後者は業績確定後の取締役会決議日）。損金算入の時期（法人税法第54条第1項）と費用計上の期間（実務対応報告第41号）がそれぞれ別に動くので、設計表で解除日を明示する。

第2【手続と決議】

段階	機関・時期	内容	根拠
1	指名・報酬諮問委員会 (2026年4～5月)	制度改定案（業績条件型の追加・枠の増額・株式数上限）を審議。独立社外取締役が過半	コーポレートガバナンス・コード原則4-7（任意の指名・報酬諮問委員会）

2	取締役会（2026年5月13日）	定時株主総会の議案として承認。自己株式取得（上限300,000株・500百万円・取得期間5月14日～9月30日）を同日決議	会社法第298条・第156条
3	定時株主総会（2026年6月24日）	「取締役に対する譲渡制限付株式報酬の改定の件」＝年額80百万円以内・年55,000株以内（2021年決議の年50百万円・年40,000株を改定）・譲渡制限期間・解除条件の要綱を決議	会社法第361条第1項第3号・第4項（相当性の説明）
4	取締役会（2026年7月14日）	取締役分の募集事項（払込を要しない旨・割当日2026年7月31日）と、執行役員分の募集事項（金銭報酬債権の現物出資・払込期日）を決定し、割当先・株式数を確定。適時開示（自己株式の処分）	会社法第202条の2第1項・第199条・第201条
5	割当契約（2026年7月14日～31日）	譲渡制限・無償取得事由・業績条件・組織再編時の取扱い・専用口座での管理を規定	契約自由（弁護士レビュー）
6	株式の交付（2026年7月31日）	自己株式の処分。振替口座（役員専用の譲渡制限付口座）へ記録	社債、株式等の振替に関する法律
7	期中（毎四半期）	費用計上・在任確認・業績進捗のモニタリング	第3【会計処理】
8	解除・無償取得（退任時・業績確定時）	取締役会で解除を確認し振替口座の制限を解除。未達・退任事由該当分は割当契約に基づき無償取得（社内手続として取締役会で確認）	割当契約・会社法第155条第13号・会社法施行規則第27条（無償取得）
9	開示（有報・CG報告書）	役員の報酬等（非金銭報酬の内容・株式数・算定方法）、株式の保有状況、自己株式の処分の状況	企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式（第二号様式 記載上の注意（57）を準用）

チェック観点: 上場会社の特則（会社法第202条の2）を使うと、募集事項に「払込金額」と「払込期日」を定めないため、有利発行の手続（会社法第201条第1項・第199条第3項）は問題にならない。一方、株主総会の決議は「募集株式の数の上限」等を含む必要があり、2021年の決議（年額50百万円・年40,000株）の枠を超える割当てはできないため、2026年の総会で金額と株式数の上限を改定する。

第3【会計処理】

論点	処理	数値例（在任条件型 12,000株・想定株価 1,400円）	根拠
費用の測定	割当日の株式の公正な評価額（株価×株式数）を報酬費用の総額とする	1,400円×12,000株＝ 16.8百万円	実務対応報告第41号第13項（事前交付型）
費用の期間配分	対象勤務期間（割当契約で定めた役務提供期間）にわたり定額で費用計上	在任条件型は契約の役務提供期間3年で配分＝年5.6百万円。業績条件型はFY2027～FY2029の3年	実務対応報告第41号第4項（対象勤務期間の定義）・第13項
相手勘定	①割当日: 処分する自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金の減少として処理（第12項）②役務提供に応じて費用を計上し、同額をその他資本剰余金に計上（第13項）	①12,000株×1,202円（帳簿価額980百万円÷815千株）＝14.4百万円をその他資本剰余金から減額 ②年5.6百万円を費用／その他資本剰余金	実務対応報告第41号第12項・第13項、企業会計基準第1号
業績条件の見直し	交付した上限株数（18,000株）から失効等の見込みを控除した株式数で費用を計上し、各期末に見直す（公正な評価単価は見直さない）	達成見込み100%なら12,000株×1,400円＝16.8百万円を3年で配分。FY2028末に120%見込みなら14,400株に見直し	実務対応報告第41号第7項・第8項
無償取得（没収）	第12項で減額した自己株式の帳簿価額のうち没収分に相当する額の自己株式を増額し、同額のその他資本剰余金を増額する。費用は失効見込みを株式数に反映して見直す	自己都合退任で12,000株を没収した場合、14.4百万円の自己株式を増額	実務対応報告第41号第14項・第8項
1株当たり情報	処分後の株式数を期中平均株式数に算入。譲渡制限付株式は潜在株式ではない	24,000株÷25,185千株＝0.10%	企業会計基準第2号
開示	注記「ストック・オプション」	第29期の有価証券報告書	企業会計基準適用指針第11

	ン等関係」に準じて、株式報酬の内容・株式数・費用計上額を注記	から	号の準用（実務対応報告第41号）
執行役員分（現物出资方式）	金銭報酬債権の現物出資による自己株式の処分。報酬費用は債権額（株式の時価相当）を役務提供期間で費用計上し、自己株式の処分差額はその他資本剰余金で処理。実務対応報告第41号の対象外（会社法上の取締役ではない）	執行役員6名×各1,000株×1,400円＝8.4百万円を3年で配分	企業会計基準第1号・企業会計基準適用指針第2号

第4【税務上の留意点（法人・個人）】

論点	内容	根拠	確認先
法人の損金算入時期	特定譲渡制限付株式（役務提供の対価として交付されるもの）に該当する場合、個人に給与等課税額が生ずることが確定した日（＝譲渡制限の解除日）に役務の提供を受けたものとして損金算入する。会計の費用計上（対象勤務期間）とは時期が異なり、一時差異（将来減算）として税効果の対象になる（繰延税金資産の回収可能性は別途判断）	法人税法第54条第1項	税理士
給与等課税額が生じない場合	無償取得（没収）等で個人に給与等課税額が生じないときは、法人の費用・損失は損金の額に算入しない	法人税法第54条第2項	税理士
役員給与の損金算入要件	特定譲渡制限付株式による給与は、事前確定届出給与の届出を要しない類型として扱われる（法人税法第34条第1項第2号）。業績条件型は業績連動給与の要件（同項第3号・算定方法の	法人税法第34条第1項第2号・第3号	税理士

	開示等)に該当するかを確認		
個人の課税	特定譲渡制限付株式に該当する場合、譲渡制限の解除時に解除日の株式の価額が給与所得となり（源泉徴収の対象）、割当時には所得を認識しない。退任時の解除は退職所得に区分される場合があり、源泉徴収・法定調書の運用が変わる	所得税法施行令第84条第1項・所得税法第30条	税理士
業績条件型の取扱い	業績条件で交付数が確定する設計は、法人税法第54条の「特定譲渡制限付株式」と第34条の「業績連動給与」の双方の要件を確認する。要件を満たさない場合は損金不算入となるため、設計段階で税理士の確認を得る	法人税法第34条・第54条	税理士
自己株式の処分の課税	会社側は資本等取引に当たり、処分差額は課税所得を構成しないと解される（要確認）。個人の取得価額は解除時の価額	法人税法第22条第5項	税理士

チェック観点: 本書は税務上の論点を整理したものであり、個別の課税関係の判断は税理士に委ねる。特に「在任中は解除しない」設計は損金算入が退任時まで先送りになるため、指名・報酬諮問委員会に会計と税務の時期のずれを説明する。

第5【資本政策との整合】

項目	FY2026 実績	FY2027	FY2028	FY2029	備考
自己株式（期末・千株）	815	1,079	1,043	1,007	FY2027に300千株を取得し、毎年36千株を株式報酬で処分（取締役分＝在任条件型12＋業績条件型の上限交付18、執行役員分6）。没収分（達成度

					100%なら年6千株）はFY2030以降の確定時に戻る
株式報酬による処分（千株）	12	36	36	36	取締役分30（在任条件型12+業績条件型18〈上限交付〉）+執行役員分6（現物出资方式）
発行済株式（自己株式控除後・千株）	25,185	24,921	24,957	24,993	中期経営計画とシミュレーションのEPSは24,885千株（株式報酬の処分を織り込まない）で算定。差は年0.1%で1株当たり指標への影響は僅少
第3回新株予約権（未行使・千株）	120	120	120	120	行使時は自己株式を充当（発行済株式総数は不変。自己株式控除後の株式数は増えるため希薄化は残る）。全数行使で0.48%
株式報酬費用（改定後付与分・百万円）	—	14	28	42	取締役分＝確定見込み株数（在任条件型12千株+業績条件型12千株）×1,400円＝33.6百万円、執行役員分＝6千株×1,400円＝8.4百万円を、それぞれ3年で配分し毎年同量を付与。既存付与分の費用は有価証券報告書の非金銭報酬等（FY2026 28百

					万円) に含まれ、償却は在任期間の見込みに応じて別途計上
--	--	--	--	--	------------------------------

チェック観点: 自己株式の残高は「取得（500百万円上限）」「株式報酬の処分」「新株予約権の行使への充当」「消却」の4つで動く。資本政策パッケージ（T-03）の「3%を超える保有を常態化させない」方針に照らし、FY2027末の1,079千株（発行済の4.2%）は消却の検討対象になる（消却しても自己株式控除後の株式数は変わらない）。

第6【運用フロー（年間）】

時期	作業	担当	成果物
4月	前期の業績確定・業績条件の達成度の仮計算	経営企画・経理	達成度計算書
5月	指名・報酬諮問委員会（達成度の確認・当年度の割当案）	委員会事務局	答申書
6月	定時株主総会（枠の改定がある年）・有価証券報告書の役員報酬開示	総務・経理	議案・有報 第44(4)
7月	取締役会（募集事項・割当）・適時開示・割当契約・振替	総務・法務	開示資料・契約書
毎四半期	費用計上・在任確認・一時差異の税効果	経理	仕訳・税効果ワークシート
退任時・業績確定時	解除の確認・無償取得・源泉徴収・法定調書	総務・経理	取締役会議事録・給与支払報告